

高浜発電所 安全審査資料
1-2-改2
2023年10月16日

高浜発電所 3号及び4号炉

蒸気発生器保管庫設置の概要について

2023年10月

関西電力株式会社

緑字は前回資料からの変更箇所を示す。

目 次

1. はじめに	1-1
2. 設計方針	2-1
3. 放射性廃棄物の種類及び予想発生量	2-1
4. 放射性廃棄物の処理及び保管方法	2-2

(参考資料)

1. 外部遮蔽壁保管庫へ一時保管する先行工事で撤去したレストレイントの線量評価について	3-1
2. 蒸気発生器取替工事に伴い先行撤去する干渉物の外部遮蔽壁保管庫への保管について	4-1

1. はじめに

3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替工事に伴い取り外した蒸気発生器（以下、「旧蒸気発生器」という。）6基等を保管するために、蒸気発生器保管庫（3号及び4号炉共用）を新設する。（以下、「新蒸気発生器保管庫」という。）

以下に新蒸気発生器保管庫の設計の考え方について述べる。

2. 設計方針

3号炉及び4号炉の旧蒸気発生器等を保管するため、旧蒸気発生器等の保管が可能なエリアを有する保管庫を新設する。

(1) 設置位置

新蒸気発生器保管庫は、既設のA及びB蒸気発生器保管庫付近に設置する。

発電所構内における新蒸気発生器保管庫配置図を第1図に、新蒸気発生器保管庫概要図を第2図に示す。

(2) 新蒸気発生器保管庫の仕様

- a. 建屋規模：約1,600m²
- b. 建屋構造：地上式鉄筋コンクリート造

3. 放射性廃棄物の種類及び予想発生量

新蒸気発生器保管庫には、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替工事において発生した旧蒸気発生器と工事廃材を保管する。

発生する放射性廃棄物としては、固体廃棄物及び液体廃棄物に大別でき、更に各々以下のとおり区分できる。

(1) 固体廃棄物

- a. 旧蒸気発生器
 - ・旧蒸気発生器6基
- b. 干渉物(蒸気発生器の取替えに干渉し撤去する設備等のうち、再使用しないもの)
 - ・支持構造物、主配管(主蒸気・主給水配管、蒸気発生器支持構造物等)
 - ・蒸気発生器壁・仮開口部のコンクリート、その他配管、架台、保温材等
- c. 工事用資機材(工事用資機材のうち、放射性物質によって汚染され、かつ再使用しないもの)
 - ・鋼材切断片、養生用ブリキ板等
- d. 可燃物
 - ・養生材、ウエス及びポリシート等

(2) 液体廃棄物

- a. 貫通部コア抜き冷却水スラッジ

蒸気発生器取替工事に伴い発生する放射性廃棄物の量は、6基の旧蒸気発生器に加え、3号炉及び4号炉あわせて約1,300m³程度と推定される。

新蒸気発生器保管庫には、蒸気発生器取替工事で発生する廃棄物のうち、不燃物及び固体状の放射性廃棄物のみを保管する。

また、1次冷却材ポンプモータ点検室壁の切断コンクリートブロックについては、中性子による放射化がなく、放射性物質による汚染もないことから、放射性廃棄物でない廃棄物として処理する計画である。

蒸気発生器取替工事に伴う廃棄物予想発生量を第1表に示す。

4. 放射性廃棄物の処理及び保管方法

前述の放射性廃棄物に関し、以下の通り処理、保管する。

(1) 処理及び保管方法

a. 旧蒸気発生器

旧蒸気発生器は、放射性物質の拡散防止及び遮蔽のため、切断によって発生した開口部にシールプレート等を溶接し汚染拡大防止措置を行う。

上記汚染拡大防止措置の後、新蒸気発生器保管庫に保管する。

b. 干渉物（支持構造物・主配管・コンクリート類含む）、工所用資機材、貫通部コア抜き冷却水スラッジ

工事中に発生する干渉物及び工所用資機材は、必要に応じ切断し、ドラム缶等の容器に封入し、貫通部コア抜き冷却水のスラッジは、ドラム缶等の容器に封入し新蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。

なお、先行工事で撤去した干渉物（一部のレストレイント）については、容器に収納し、外部遮蔽壁保管庫に一時保管した後に最終的に新蒸気発生器保管庫に保管する。

c. 可燃物

可燃物は、必要に応じペイラ又は焼却設備によって減容処理の後、ドラム缶等の容器に封入し、固体廃棄物貯蔵庫に保管する。

(2) 蒸気発生器取替工事で発生した放射性廃棄物の貯蔵容量

蒸気発生器取替工事で発生した放射性廃棄物を保管する新蒸気発生器保管庫については、第2図に示す配置図のとおり必要な容量を確保している。

なお、先行工事で撤去した干渉物（一部のレストレイント）を一時保管する外部遮蔽壁保管庫についても十分な容量を確保している。

新蒸気発生器保管庫概略図を第2図に、外部遮蔽壁保管庫へ一時保管する概略図を第3図に示す。

(3) 遮蔽設計

新蒸気発生器保管庫は、敷地周辺での直接線及びスカイシャイン線（以下、空間線

量率という。) が合理的に達成できる限り小さい値になるよう建屋の遮蔽設計を行う。

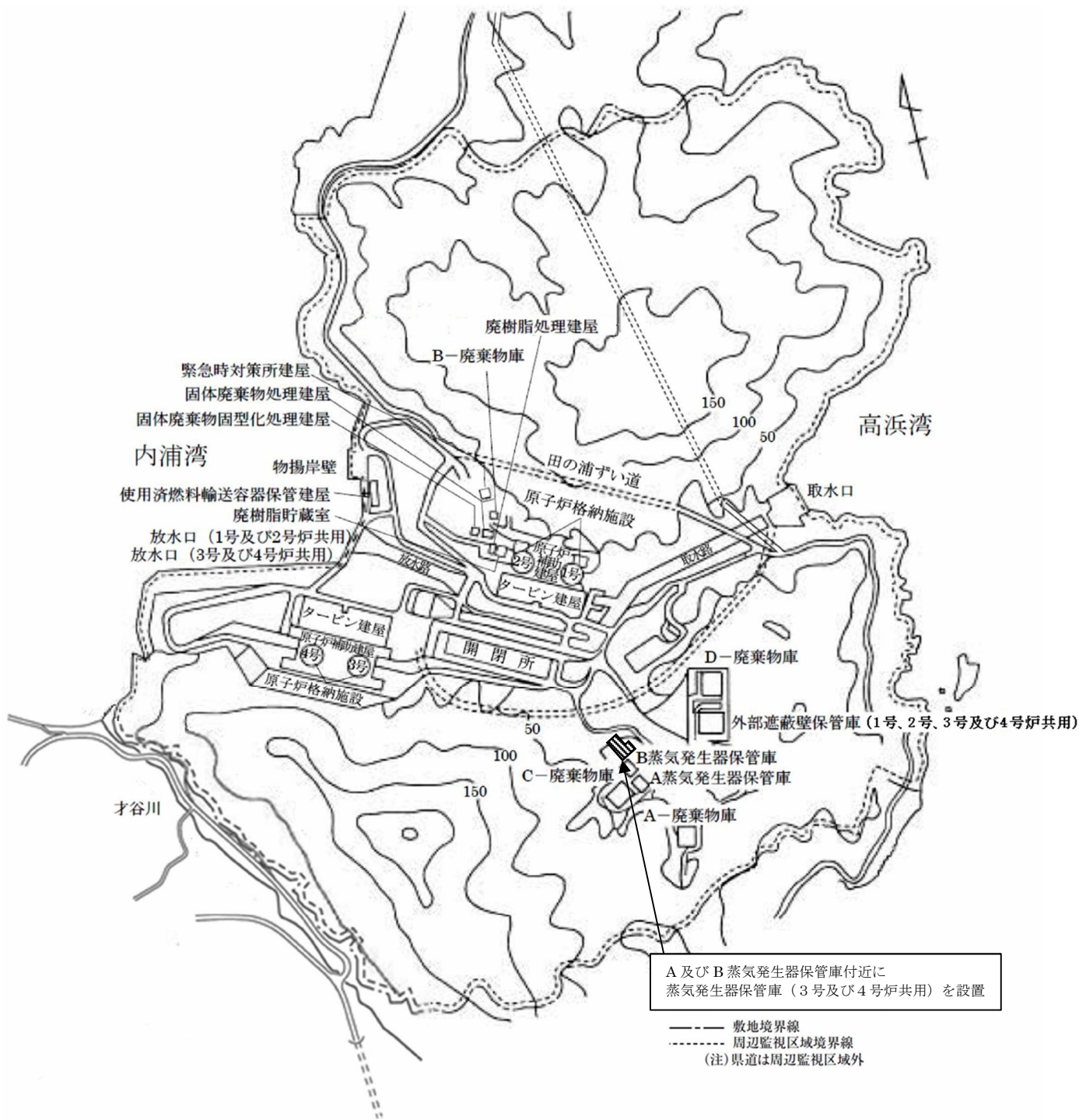
具体的には、人の居住する可能性のある敷地境界外における空間線量率が、その他の施設からの線量を含めても年間 $50 \mu \text{Gy}$ を超えないように壁厚及び天井厚を設定する設計を行う。

表1 蒸気発生器取替工事に伴う廃棄物予想発生量

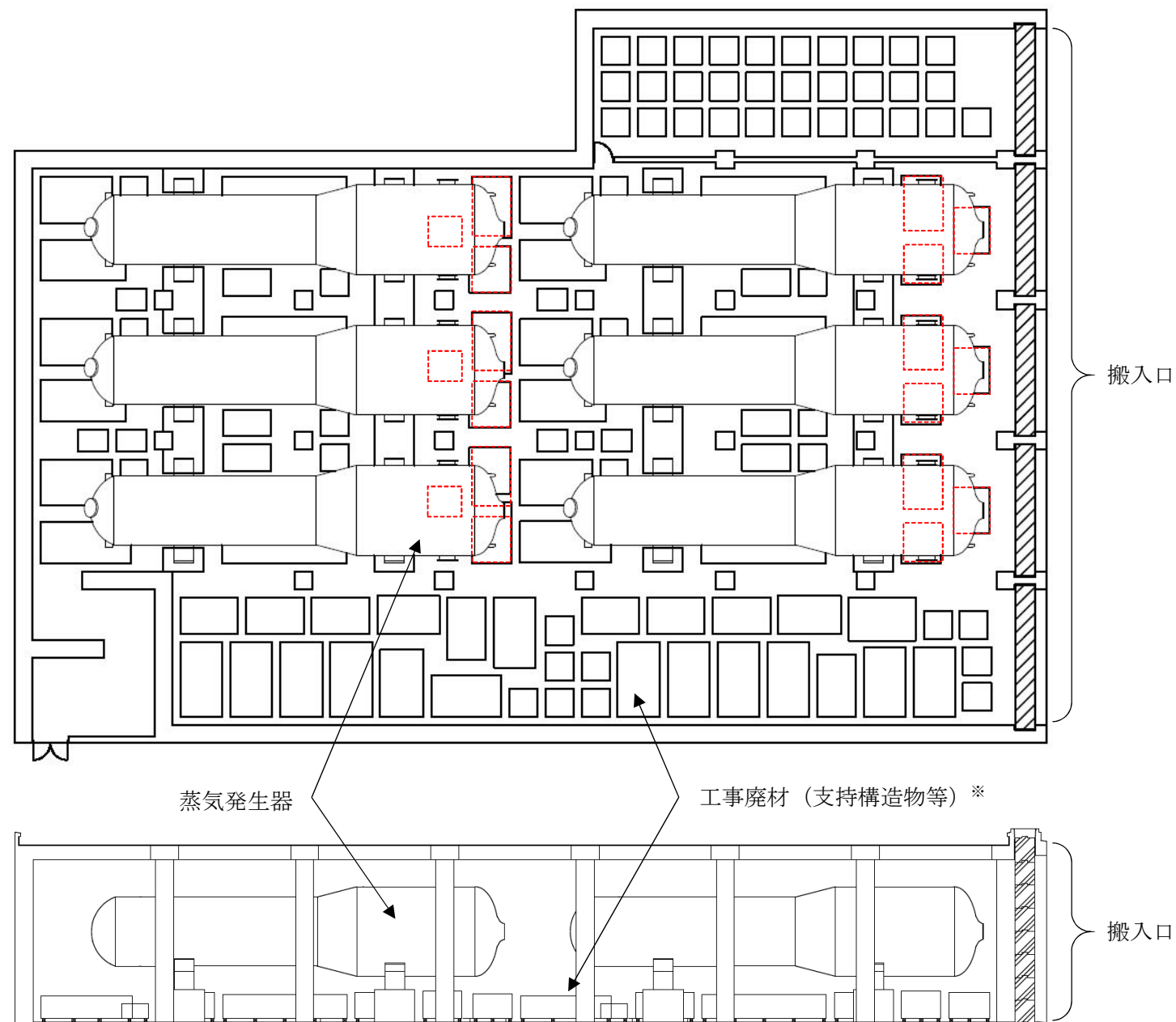
品名	内訳	発生量/ユニット (予想) ※1	
旧蒸気発生器	蒸気発生器本体	3基	
支持構造物、主配管	主蒸気・主給水配管、蒸気発生器支持構造物、レストレイント※2	約 390m ³	
コンクリート類	蒸気発生器壁 (主給水管貫通部)	約 6m ³	約 90 m ³
	仮開口部	約 84m ³	
干渉物	その他配管、架台等	約 45 m ³	約 161 m ³
	保温材	約 90 m ³	
工事用資機材	鋼材切断片、養生用ブリキ板等	約 25 m ³	
可燃物	ウエス、ポリシート等	約 1 m ³	
液体廃棄物	貫通部コア抜き冷却水スラッジ	約 1m ³	
合 計		約 642 m ³	

※1：廃棄物の発生量は予想であり、工事の実施に伴い変動する可能性がある。

※2：一部のレストレイントは先行撤去し、外部遮蔽壁保管庫に一時保管後、最終的に新蒸気発生器保管庫に保管する



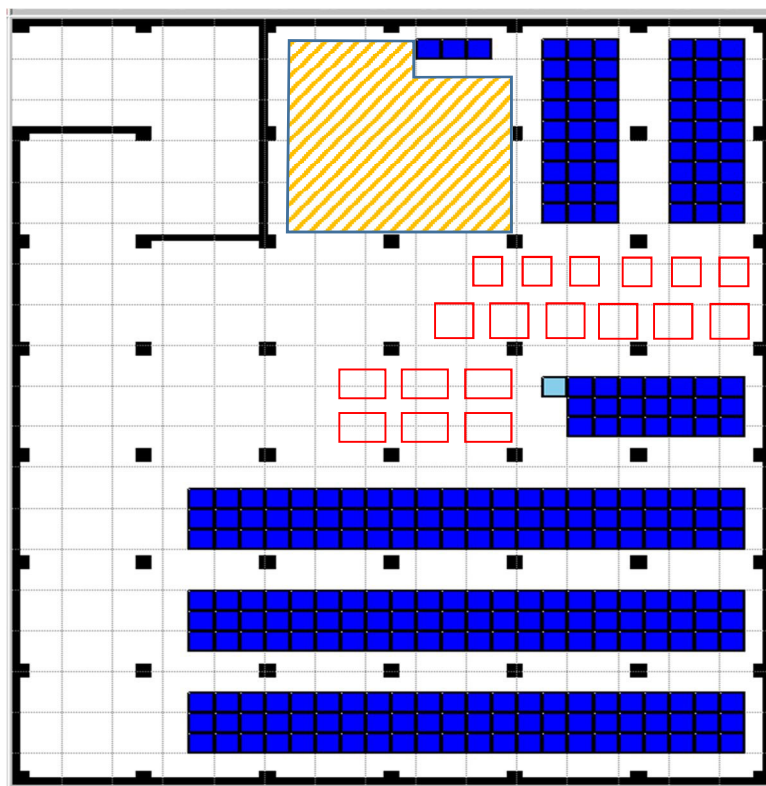
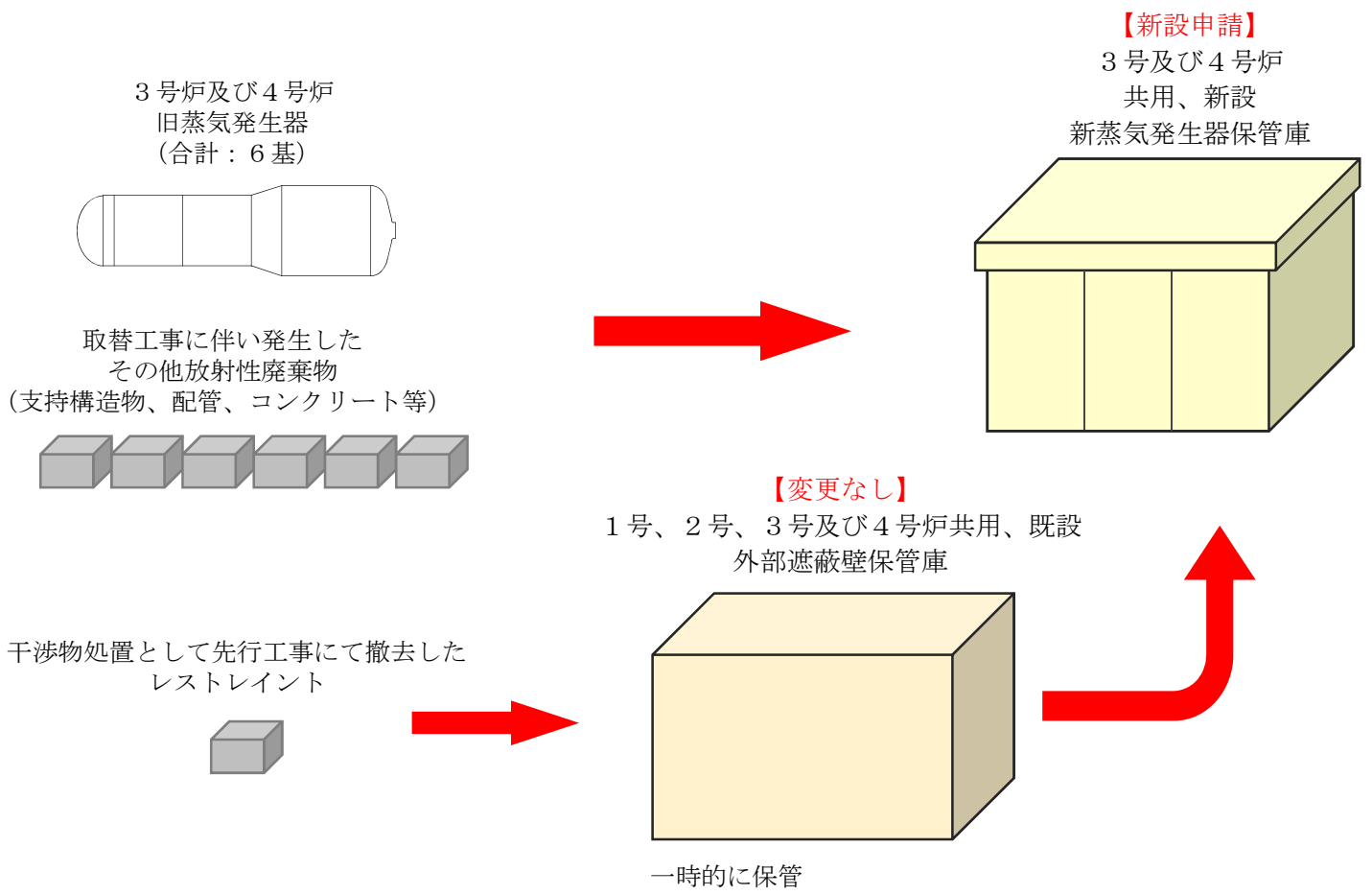
第1図 新蒸気発生器保管庫配置図



※：容器等に収納し、空きスペースに配置

□：先行撤去したレストレイント

第2図 新蒸気発生器保管庫概略図



外部遮蔽壁保管庫のイメージ

□: 先行撤去したレストレイント
(保管容器収納)

第3図 外部遮蔽保管庫への一時保管概略図

外部遮蔽壁保管庫へ一時保管する先行工事で撤去したレストレイントの線量評価について

1. 結論

外部遮蔽壁保管庫に一時保管するレストレイントの線量は、既認可での外部遮蔽壁保管庫の遮蔽性能評価における評価条件（保管容器の表面が 0.001mSv/h になる時の線源強度で建屋容量満杯状況で評価）を満足している。

確認項目	評価結果
放射化影響	一時保管するレストレイントの一部（ボルト・ナット※）について、線量当量率測定実施した結果、BG レベルであり有意な線源強度を有するような放射化はされていない。 ※代表で3号機クロスオーバーレグレストレイントを選定
同種実績	他プラントにおける同種レストレイント保管容器表面線量の実績が 0.001mSv/h 以下である。（メーカー聞き取り）
保管	保管容器自体にも鉛遮蔽を設ける等、遮蔽効果を付与できる。

蒸気発生器取替工事に伴い先行撤去する干渉物の外部遮蔽壁保管庫への保管について

蒸気発生器取替工事においては、作業安全の観点から輻輳作業を避けるため、一部の干渉物（レストレイント）を先行撤去し、雑固体廃棄物として外部遮蔽壁保管庫に一時的に保管し、新設の蒸気発生器保管庫設置後に当該蒸気発生器保管庫に運搬、保管する計画としている。

今回申請した設置変更許可申請の本文では、外部遮蔽壁保管庫の保管物を限定した記載としており、外部遮蔽壁保管庫に雑固体廃棄物を一時的に保管できるよう、表 1 から表 3 のとおり、本文、添付書類八、添付書類九における関連箇所の記載を変更する。

表1 設置変更許可申請書(本文) 変更前後表
 変更前は、既許可および今回の設置変更許可申請の内容を示す。黒字下線部は、今回の申請(2023年4月25日)での変更箇所。
 変更前 (赤字下線部)が追加変更箇所

変更前	変更後 (赤字下線部)が追加変更箇所
<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(略)</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(2号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り</p>	<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(略)</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに雑固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(2号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り</p>

外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。

(略)

(ii) 廃棄物の処理能力

(略)

蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。

(3号炉および4号炉)

(3) 固体廃棄物の廃棄設備

(i) 構造

(略)

固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。

発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。

また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。

(略)

(ii) 廃棄物の処理能力

(略)

蒸気発生器保管庫は、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器12基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。

外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。

外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。

(略)

(ii) 廃棄物の処理能力

(略)

蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに**維固体廃棄物**を十分貯蔵保管する能力を有する。

(3号炉および4号炉)

(3) 固体廃棄物の廃棄設備

(i) 構造

(略)

固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。

発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。

また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに**維固体廃棄物**は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。

(略)

(ii) 廃棄物の処理能力

(略)

蒸気発生器保管庫は、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器12基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。

外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに**維固体廃棄物**を十分貯蔵保管する能力を有する。

<p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(1号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナーポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(2号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナーポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生した蒸気発生器等並びに3号炉及び4号炉の取り外した原子炉容器上部ふた等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>	<p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(1号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナーポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(2号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナーポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生した蒸気発生器等並びに3号炉及び4号炉の取り外した原子炉容器上部ふた等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに難固体廃棄物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p>
--	---

表2 設置変更許可申請書 (添付書類八) 変更前後表
 変更前は、既許可および今回の設置変更許可申請の内容を示す。黒字下線部は、今回の申請 (2023年4月25日) での変更箇所。
 変更後 (赤字下線部) が追加変更箇所。

変更前	変更後 (赤字下線部) が追加変更箇所
添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書 (1号炉)	添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書 (1号炉)
第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (添付資料八 第7.1図) (略)	第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (添付資料八 第7.1図) (略)
外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等	外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等
(略)	(略)
第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)	第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)
外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等	外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等
7. 放射性廃棄物の廃棄施設	7. 放射性廃棄物の廃棄施設
7.3 固体廃棄物処理設備	7.3 固体廃棄物処理設備
7.3.2 設計方針	7.3.2 設計方針
固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。	固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。
(略)	(略)
(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。	(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。
上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。	上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。
(略)	(略)
また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮	また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮
蔽壁保管庫に貯蔵保管する。	蔽壁保管庫に貯蔵保管する。
(略)	(略)
7.3.3 主要設備	7.3.3 主要設備
(略)	(略)
(13) 外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)	(13) 外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)
外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替	外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替

<p>え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。 (略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約8,300m³</p> <p>(2号炉)</p> <p>第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (添付資料八 第7.1図) (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物 (略)</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.3 固体廃棄物処理設備 7.3.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。 (略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。 上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 (略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリー</p>	<p>え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに雑固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。 (略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、<u>並びに雑固体廃棄物</u>の保管容器約8,300m³</p> <p>(2号炉)</p> <p>第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (添付資料八 第7.1図) (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物 (略)</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.3 固体廃棄物処理設備 7.3.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。 (略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。 上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 (略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリー</p>
---	---

<p>ト、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>7.3.3 主要設備 (略)</p> <p>(13) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約8,300m³</p> <p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>第21図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図（添付資料八 第7.1.1図） 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>(略)</p> <p>図7.1.1 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.4 固体廃棄物処理設備 7.4.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次のような処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。 上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p>	<p>ト、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>7.3.3 主要設備 (略)</p> <p>(13) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに雑固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに雑固体廃棄物の保管容器約8,300m³</p> <p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>第21図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図（添付資料八 第7.1.1図） 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに雑固体廃棄物</p> <p>(略)</p> <p>図7.1.1 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに雑固体廃棄物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.4 固体廃棄物処理設備 7.4.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次のような処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。 上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p>
---	---

<p>(略)</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫（3号及び4号炉共用）に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>7.4.3 主要設備</p> <p>(略)</p> <p>(15) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.4.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <p>(略)</p> <p>(13)外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>(略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約8,300m³</p>	<p>(略)</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫（3号及び4号炉共用）に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに雑固体廃棄物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>7.4.3 主要設備</p> <p>(略)</p> <p>(15) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに雑固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>第7.4.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <p>(略)</p> <p>(13)外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>(略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに雑固体廃棄物の保管容器約8,300m³</p>
---	---

表3 設置変更許可申請書 (添付書類九) 変更前後表
 変更前は、既許可および今回の設置変更許可申請の内容を示す。黒字下線部は、今回の申請 (2023年4月25日) での変更箇所。
 変更後は、既許可および今回の設置変更許可申請の内容を示す。黒字下線部は、今回の申請 (2023年4月25日) での変更箇所。

変更前	変更後 (赤字下線部が追加変更箇所)
<p>添付書類九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>(1号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>	<p>添付書類九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>(1号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>

<p>(2号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>	<p>(2号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>
---	---

<p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方 (略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量 (略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量、先行炉の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容若しくは焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>	<p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方 (略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに雑固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量 (略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量、先行炉の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに雑固体廃棄物は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容若しくは焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>
---	---

(参考) 外部遮蔽壁保管庫への保管に対する既認可の設計及び工事計画認可内容

(1) 外部遮蔽壁保管庫の保管容量

既認可では保管容量を 8,300m³としており、現在計画している保管量（約 2,039m³※¹）に、レストレイントの容量（約 120m³）を考慮しても十分な保管余裕がある。

※1：高浜発電所 1, 2 号炉減容したバーナブルポイズンの保管に伴う B 蒸気発生器保管庫のコンクリートを運搬した後の想定保管量

表 1 外部遮蔽壁保管庫の保管容量および保管量

名 称		外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用）
容 量	m ³ /棟	保管容器 8,300 (8,300)
保管量	m ³	約 2,039

2022年7月15日設計及び工事計画認可申請書（令和5年3月6日認可(原規規発第2303063号)）の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」より抜粋

(2) 外部遮蔽壁保管庫の保管物の線源強度

既認可では下表の通り、保管容器 1 基あたり表面の線量率で 1μSv/h に相当する強度を線源として想定して遮蔽評価を行っている。

事前の調査において、レストレイントの一部（ボルト・ナット：代表で 3 号機クロスオーバーレグレストレイントを選定）について線量率測定を実施した結果、BG レベル（1μSv/h 以下）であることを確認している。

なお、実際に外部遮蔽壁保管庫に保管する前には表面線量率が 1μSv/h 以下であることを念のため確認する。

表 2 コンクリート等保管容器の線源強度

線 源	1 号機外周コンクリート等保管容器（2 号機は 1 号機と同じ）
核 種	Co-60
1 基当たりの線源強度	1 号機外周コンクリート等保管容器の表面の線量率で 1μSv/h に相当する強度

2016年5月27日設計及び工事計画認可申請書（平成28年6月10日認可(原規規発第1606104号)）の「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」より抜粋